

別紙: サービス内容説明書

1. 介護保険給付サービス

H27.4

種類	内容	自己負担の内訳												
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食事の提供に要する費用は給付対象外です) ・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 	【利用料金(1割負担額)】 岐阜市地域区分(6等級) 1単位=10.33円 1日あたり・単位												
		<table> <tr><td>要支援1</td><td>461単位</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>572単位</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>620単位</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>687単位</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>755単位</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>822単位</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>887単位</td></tr> </table>	要支援1	461単位	要支援2	572単位	要介護1	620単位	要介護2	687単位	要介護3	755単位	要介護4	822単位
要支援1	461単位													
要支援2	572単位													
要介護1	620単位													
要介護2	687単位													
要介護3	755単位													
要介護4	822単位													
要介護5	887単位													
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、利用者の状況に応じて随時交換を行います。 													
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり等でも座位の取れる方は機械を用いての入浴も可能です。 ・週2回の入浴または清拭を行います。 	【加算】 ・送迎加算……片道 184単位/回 ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)												
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は月1回実施します。 	6単位/日 ・看護体制加算(Ⅰ) 4単位/日 (要介護のみ) ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (総単位数の5.9%/月)												
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による入所者の状況に合わせた機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。 													
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 (当施設の嘱託医師) 氏名 : 渡辺英樹 診療科目: 内科 診察日 : 毎週火曜日 14:00~16:00	【自費負担額】 ・滞在に要する費用(居室料) 1日あたり 2200円 ※滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。												
		<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者及びそのご家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員	・食事の提供に要する費用 1日あたり(3食) 1600円 (朝食400円、昼食610円、夕食590円) ※食事の提供に要する費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。											
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。 													

2. 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料金
レクリエーション行事費	・当施設では、施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。	・実費
日常生活用品費	洗濯等 ・テッシュペーパーやトイレトペーパーなどで、施設にあるものの以外のもをご希望の場合には、実費を頂きます。 ・ご利用者の状況に応じて洗濯(下着とパジャマのみ)をいたしますが、当面の間は従来通り洗濯料金は頂きません。おむつ代も同様です。	・実費
	タオルセット ・その他の日常生活用品 タオルセット(バスタオル、フェイスタオル、ハンドタオル)	・100円/日
	ソフト食事 ・摂食・嚥下障害のある方で、希望される方に有料で提供しております。・味も見た目も味も高齢者に満足して頂ける食事です。 ご選択になりますので下記欄にご記入下さい ソフト食を <u>注文する</u> <u>注文しない</u> ※ソフト食対応は昼食・夕食となります。朝食については対応しておりませんのでご了承下さい。 尚、変更される場合は別添「変更届」にて変更をお申し出ください。 変更届の無い場合は、当初のお申込みのまま継続させていただきます。	・1食 別途 100円 (朝食は除きます)

※ソフト食事の契約内容変更は随時可能ですので別添「変更届」のご提出をお願いいたします。

※「変更届」受理後 お控えをお渡しいたします。

◎平成27年4月のご利用分から変更(単位、料金、内容)いたします。

(但し、看護体制加算(Ⅰ)とその他日常生活用品費(タオルセット)は同年5月1日から実施します。

よってテレビ使用料金(ご希望の方)は4月30日までとします。)